

令和3年第6回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年6月21日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主事	相澤 俊輔				

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第6回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員6番・星 富士雄委員、農業委員7番・大竹 健司 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。 ご了承願います。 始めに、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>門田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員2番) 島影 盛継 委員</p>	<p>議案第19号1番について、推進委員2番島影より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、6月14日午後5時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員4番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第19号2番について、農業委員4番渡部より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、6月17日午前9時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>川南地区担当委員より3番から5番について説明願います。</p>

(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員	<p>議案第 19 号 3 番から 5 番について、農業委員 6 番星より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>なお、3 番と 4 番につきましては、所有権移転の対象となっている農地が平成 30 年 5 月 1 日より 10 年間、譲渡人から譲受人に対して利用権が設定されていることから、その面積は譲渡人の経営面積には含まれておりませんので、申し添えます。</p> <p>調査月日は、6 月 15 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 19 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員 4 番渡部より、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について、報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農業用の倉庫兼作業所を造成するものであります。</p> <p>農地区分については第 2 種農地であり、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、6 月 17 日午前 10 時 00 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の 3 名の他、地区委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであります。</p> <p>本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>

会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第20号農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第20号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>八田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員6番) 菅井 洋一 委員	<p>推進委員6番菅井より、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について の1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、太陽光発電施設を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については第2種農地であり、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能と判断するものです。 なお、これは合同調査でありまして、6月17日午前9時35分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第21号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第22号の審議に移る訳ですが、私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席の許可を願います。</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>以降の進行は、渡部会長職務代理者にお願いします。</p> <p>永井会長 退席</p> <p>議長を交代いたしました。それでは、議案第22号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>まず、所有権移転について地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員8番) 佐野 和枝 委員</p>	<p>農業委員8番佐野より議案第22号所有権移転の1番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、認定農業者への所有権の移転です。</p> <p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月20日午前9時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>次に、利用権設定についてお願いします。</p> <p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p>
<p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>農業委員3番長尾より、議案第22号利用権設定の1番から2番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>高野地区担当委員より3番から4番について説明願います。</p>
<p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>農業委員14番弓田より議案第22号利用権設定の3番から4番について、ご報告いたします。</p> <p>3番の案件につきましては、他地区も含まれておりますが、面積の多い高野地区委員より報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>なお、3番の案件については、地区委員のあっせんにより締結されたものであり、6月17日午前10時30分より会津若松市市役所北会津支所会議室1において、地権者相続人、借受希望者、該当地区委員および事務局出席のもとあっせん会議を開催し、貸し手・借り手の双方が契約内容について合意に至ったことを確認しております。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月15日午前10時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>神指地区担当委員より5番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>推進委員5番佐藤より議案第22号利用権設定の5番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p>

	<p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月13日午後1時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (農業委員4番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より6番について説明願います。</p> <p>農業委員4番渡部より議案第22号利用権設定の6番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月17日午前10時45分より地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (推進委員18番) 手代木久司 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より7番から11番について説明願います。</p> <p>推進委員18番手代木より議案第22号利用権設定の7番から11番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>7番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、8番から11番の案件については農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (農業委員2番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より12番から13番について説明願います。</p> <p>農業委員2番多田より議案第22号利用権設定の12番から13番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農業者間の利用権設定であります。</p> <p>12番の案件につきまして、既設のパイプハウスを利用するということから、畑としては賃借料が高額となっております。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より14番から21番について説明願います。</p> <p>推進委員5番佐藤より、議案第22号利用権設定の14番から21番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、横沼地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (農業委員17番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より22番から25番について説明願います。</p> <p>農業委員17番奈良橋より、議案第22号利用権設定の22番から25番についてご報告いたします。</p>

	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、和泉地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>堂島地区担当委員より26番から29番について説明願います。</p>
<p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>推進委員17番棚木より、議案第22号利用権設定の26番から29番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、福島地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>それではお諮りします。議案第22号農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第22号は原案のとおり決せられました。</p> <p>ここで議長を交代いたします。</p> <p>永井会長 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>議長を交代いたしました。次に、議案第23号農用地利用配分計画(案)に関する意見について を議題といたします。</p> <p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第23号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和3年6月4日付け3農政第384号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」をご審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第23号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>6月総会の案件は、一ノ堰地区、西田面地区になります。</p>

	<p>12ページをご覧ください。一ノ堰地区になります。</p> <p>一ノ堰地区では、水稻、大豆のブロックローテーションを行うため、1年ごとに農用地の利用調整を行っていましたが、昨年度、地区の生産組合が解散したため、今後は一年ごとの契約を行わず、残りの公社貸付期間を耕作者に貸し付ける農用地利用配分計画（案）を作成いたしました。</p> <p>15ページ上段から24ページをご覧ください。西田面地区になります。</p> <p>西田面地区では、水田で、水稻、大豆、そばのブロックローテーションを行っており、地区の農用地利用改善組合におきまして、1年ごとに農用地の利用調整を行い、農用地利用配分計画（案）を作成いたしました。</p> <p>地区案件につきましては、農用地利用改善組合等の話合いによって、農地の利用調整を図り、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第23号 農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを 原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第14号農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、 報告第15号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第16号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から7番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にしてください。②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。との意見が付されております。</p>

会 長	<p>次に、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、3番には、令和3年3月31日付け会津若松市指令開第2321号で許可した開発行為の内容を遵守すること。4番には、当該地を含めた敷地において建築物を建築する際には、開発管理課と協議してください。6番8番9番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が、それぞれ付されております。</p> <p>また、1番2番5番7番に対する意見は特にございません。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時5分 閉会を宣言する。)</p>
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年6月23日

会津若松市農業委員会 会長

6番農業委員

7番農業委員